様式第１１号

景観形成基準確認票（山地・丘陵地ゾーン）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 |
| 景域別の配慮事項 |
|  | [ ] 「山口市景観計画第３章　地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 |
| ゾーン別の配慮事項 |
| 建築物・工作物　 | 位置 | [ ] 地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。[ ] 道路境界部からできる限り後退するなど、周辺環境に圧迫感を与えないよう配慮した配置とする。[ ] 棚田や河川沿い等の良好な自然景観が見られるところでは、本来の自然景観を阻害しない配置となるよう配慮する。 |
|  | 形態・意匠 | [ ] 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。[ ] 地域で景観の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。[ ] 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。 |
|  | 設備等 | [ ] 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にすることのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。[ ] 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。 |
|  | 色彩 | [ ] 周囲に広がる樹林地になじむ色彩となるよう、奇抜な色彩の多用は避ける。[ ] 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。[ ] 屋根は外壁色と調和したものとする。 |
|  | 付帯する屋外広告物 | [ ] 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。[ ] 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。[ ] 屋上には設置しない。 |
|  | 外構・緑化等 | [ ] 既存の雑木等をできる限り保全するとともに、周辺に配慮した緑化に努める。[ ] 敷地境界付近では、できる限り多くの樹木を植栽する。 |
|  | 外観照明 | [ ] ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。 |
| 開発行為等 | 造成等 | [ ] 地形を生かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。[ ] 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。[ ] 面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。[ ] 擁壁等は、自然素材や景観に配慮された製品を使用するなどできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。 |
|  | 環境保全 | [ ] できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。[ ] 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 |

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合は、様式第１１号の２を併せて提出すること。

様式第１１号

景観形成基準確認票（田園・集落地ゾーン）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 |
| 景域別の配慮事項 |
|  | [ ] 「山口市景観計画第３章　地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 |
| ゾーン別の配慮事項 |
| 建築物・工作物　 | 位置 | [ ] 地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。[ ] 地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねない配置とする。[ ] 通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。 |
| 形態・意匠 | [ ] 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。[ ] 地域で景観の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。[ ] 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。 |
| 設備等 | [ ] 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にすることのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。[ ] 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。 |
| 色彩 | [ ] 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。[ ] 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。[ ] 屋根は外壁色と調和したものとする。 |
| 付帯する屋外広告物 | [ ] 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。[ ] 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。[ ] 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは１層分程度に抑える。 |
| 外構・緑化等 | [ ] 敷地境界付近では、生垣の設置や樹木等により植栽を施すなど、周囲からの見え方において緑豊かな外観となるよう配慮する。[ ] 建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。[ ] 付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。 |
| 外観照明 | [ ] ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。 |
| 開発行為等 | 造成等 | [ ] 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。[ ] 面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。[ ] 擁壁等は、自然素材や景観に配慮された製品を使用するなどできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。 |
| 環境保全 | [ ] できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。[ ] 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。[ ] 地域を特徴づけている田園景観を阻害しないよう配慮する。 |

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合は、様式第１１号の２を併せて提出すること。

様式第１１号

景観形成基準確認票（市街地ゾーン）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 |
| 景域別の配慮事項 |
|  | [ ] 「山口市景観計画第３章　地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 |
| ゾーン別の配慮事項 |
| 建築物・工作物　 | 位置 | [ ] 地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置とする。[ ] 通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。 |
| 形態・意匠 | [ ] 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した形態・意匠とする。[ ] 商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、多くの人が集うことによるにぎわいを創り出すよう工夫する。[ ] 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。 |
| 設備等 | [ ] 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にすることのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。[ ] 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。 |
| 色彩 | [ ] 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。[ ] 商業系市街地では、にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。[ ] 屋根は外壁色と調和したものとする。 |
| 付帯する屋外広告物 | [ ] 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。[ ] 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。[ ] 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは１層分程度に抑える。 |
| 外構・緑化等 | [ ] 道路境界付近では、生垣や花壇の設置、あるいは樹木等による植栽を施し、通りからの見え方において緑を効果的に活用した潤いのある外観を創出する。[ ] 建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。[ ] 付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。 |
| 外観照明 | [ ] 住居系市街地では、ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。 |
| 開発行為等 | 造成等 | [ ] 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。[ ] 面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。 |

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合は、様式第１１号の２を併せて提出すること。

様式第１１号

景観形成基準確認票（一の坂川周辺地区）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 |
| 地区別方針への配慮事項 | [ ] 「山口市景観計画第３章　地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる地区別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 |
| 建築物・工作物　 | 位置 | [ ] 壁面や軒が連続する伝統的なまちなみのイメージを継承できるよう、建物の配置に配慮する。 |
| 高さ | [ ] 建築物の階数は、地階を除き３以下とし、その最高の高さは地盤面から１３ｍ以下、軒の高さは９ｍ以下とする。[ ] 工作物の高さは１３ｍ以下とする。ただし、柵の高さは２ｍ以下とする。 |
| 形態・意匠 | [ ] 屋根は勾配屋根とするなど、周辺の景観と調和のとれたものとする。[ ] 建築物の外壁には自然の風合いや質感のある材料を使用するなど、伝統的なデザインと調和する落ち着きある外観となるよう配慮する。 |
| 設備等 | [ ] 建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、　ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。 |
| 色彩 | [ ] 外観は、無彩色や茶系等、伝統的なデザインと調和するよう配慮する。[ ] 屋根はできる限り、無彩色又は茶系のものとなるよう配慮する。 |
| 付帯する屋外広告物 | [ ] 建物のデザインと調和したものとなるよう配慮し、表示面積・数は最小限とする。[ ] 屋上看板は避け、歩行者からの目線を意識した設置となるよう配慮する。 |
| 外構・緑化等 | [ ] まちなみの連続性を維持・創出するため、官民境界（道路との境界側の敷地）等において、門や塀、生垣等を設置するよう配慮する。[ ] 塀や門を設置する場合には、和風を基調とし、一の坂川の自然と調和した自然の風合いがあるものとなるよう配慮する。[ ] 一の坂川の自然や、屋敷地における生垣や庭木等と調和した植栽等を行うよう努め、良好な景観形成に資するよう、必要に応じて緑化等による連続性の創出に配慮する。[ ] 樹木の不必要な伐採を慎む。 |
| 外観照明 | [ ] ネオンやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅器具は設置しない。 |
| 太陽光発電施設 | [ ] 太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。[ ] 屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。  |
| 開発行為等 | 造成等 | [ ] 周辺の景観を大きく改変させるような開発等は避け、一の坂川をはじめとした自然や周囲の景観と調和するよう配慮する。 |

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合は、様式第１１号の２を併せて提出すること。

様式第１１号

景観形成基準確認票（新山口駅周辺地区）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 |
| 地区別方針への配慮事項 | [ ] 「山口市景観計画第３章　地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる地区別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。 |
| 建築物・工作物　 | 位置 | [ ] 駅前通りに面する建築物は、圧迫感が無く、滞留空間などのにぎわいを感じられる開放的な景観を形成するため、建築物の壁面を後退した配置とする。[ ] まちなみの連続性を形成・保全するために、壁面の位置は隣接する建築物を参考とし、壁面後退により創出された空間は、周囲の緑化空間や歩行空間、たまり空間と調和したものとする。 |
| 形態・意匠 | [ ] 建築物の立ち並びや歩行空間など、周辺環境と調和し連続性に配慮した形態・意匠とする。[ ] 中高層建築物を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。 |
| 設備等 | [ ] 建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。[ ] 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。 |
| 色彩 | [ ] 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。[ ] 中高層建築物については、背景となる空と調和した色彩とする。[ ] にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。[ ] 屋根は外壁色と調和したものとする。 |
| 外構・緑化等 | [ ] 新山口駅の垂直庭園の多彩な緑をまちに波及させ、潤いや山並みとのつながりを感じられるようにするため、敷地や建築物の積極的な緑化に努める。[ ] 駐車場は、人通りの多い通りからの見え方に配慮する。[ ] 駅前通りに面して駐車場を設置することは避ける。 |
| 外観照明 | [ ] 適切な照明の活用により、洗練された夜間景観を創出する。[ ] 商業施設では、夜間照明を効果的に活用し、夜間のにぎわいを創出する。 |
| 太陽光発電施設 | [ ] 太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。[ ] 屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。 |
| 屋外広告物 | [ ] 駅前通りに面するエリアでは、屋外広告物の乱立を防ぐため、自家用広告物のみの掲示とする。[ ] 都市の美しさを維持するため、周辺の景観や環境に調和したものとする。[ ] 歩行者からの目線を重視し、新山口駅からの眺望に配慮するため、屋上看板、屋根に密着する看板は避ける。[ ] 複数の屋外広告物を設置する場合は、集約化を図り、規模を統一する。[ ] 野立て看板や建築物を利用する壁面看板、張り出し看板、塀・垣を利用する看板、張り紙、立看板、広告幕等、電柱等、消火栓、アーチ等に掲示する屋外広告物の規模等は山口市景観計画に示すとおりとする。[ ] 高彩度の色彩を使用する際は、使用面積や色数を抑える。[ ] 地色は、高彩度の色彩を使用しない。 |
| 開発行為等 | 造成等 | [ ] 周辺の地形を大きく改変させるような開発等は避け、周辺のまちなみ景観と調和するよう配慮する。 |

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合は、様式第１１号の２を併せて提出すること。